

経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う令和3・4年度の競争参加資格の取扱いについて

令和3年6月
農林水産省大臣官房参事官（経理）

経営事項審査の審査基準が改正され、令和3年4月1日から適用されることとされています。

これに伴い、令和3・4年度を有効期間とする農林水産省大臣官房参事官（経理）発注の建設工事について、一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

1 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う競争参加資格の再認定について

（1）再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者で再認定を希望する者は、当該総合評定値通知書に基づき競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

（注）經常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

（2）再認定のスケジュール

令和3年8月1日から9月30日までの間、再認定の受付を行います。認定日（予定）は、適正な申請書を受理した日から1か月から1か月半程度です。

受 付 期 間
令和3年8月1日～9月30日

(3) 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

「令和3・4年度競争参加資格審査申請書記載要領（建設工事）農林水産省大臣官房予算課等用」（以下、「建設工事契約に係る申請書記載要領」という。）により定められた各申請書及び添付書類（※注）を提出してください。

（※注） 添付書類のうち、総合評定値通知書の写しについては、**改正後の審査基準**によるものに限ります。

(4) その他再認定の申請に関する留意事項

① 再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工種区分の認定内容の変更はできませんので、申請に当たっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。

② 競争参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全工種一括で行う必要があります。

再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行うことはできません。農林水産省大臣官房参事官（経理）から受けている全ての認定資格について再認定を申請していただきます。

③ 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき希望工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、既に受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

④ 工事の入札手続に参加をしている者で、既に競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

2 受付場所及び申請書類

(1) 受付場所

申請については、以下に掲げる窓口において申請を受け付けます。
なお、提出方法は文書持参方式又は文書郵送方式のいずれかになります。

受付場所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省大臣官房予算課営繕総括班（ドアNo. 本120）
電話03-3502-8111（内線3320）

(2) 申請書類及び申請書作成の手引

申請書類及び「建設工事契約に係る申請書記載要領」は、以下の農林水産省大臣官房のホームページから入手してください。

https://www.maff.go.jp/j/supply/sanka_sikaku/index.html#kensetu